

令和4年度厚生労働省事業遠隔医療従事者研修
第2回（令和4年12月18日開催）の質問への回答

1 オンライン診療と対面診療の診療報酬の点数差について

- ① 初診料、再診料、外来診療料について、通院と情報通信機器を用いた診察の間で、点数の差はありません。
- ② 情報通信機器を用いた診察で請求可能な医学管理については、対面診療の際の点数が高いです。
- ③ オンライン診療（情報通信機器を用いた診察）の診療報酬が対面診療に比べて高くなることはありません。

2 電子カルテなどのデータ形式の互換性

医療情報システム各社の電子カルテなどの各社独自のデータ形式の互換性については、SS-MIX、DICOM,HL7などの共通規格に変換できるものは互換可能となります。共通規格に依らない互換性確保は進んでおりません。

3 専門外来で検査が不可欠な場合のオンライン診療について

検査が不可欠な場合は、オンライン診療では対応できません。通院が必須です。
検査後の説明や指導などでは、オンライン診療で可能な場合があります。

4 説明資料は入手できませんか？

講演のスライド本体ではなく、短くまとめた配付資料を準備しております。ご活用ください。
研修のホームページにもリンクがあります。

<http://j-telemed-s.jp/seminar2022/files/index/jtta-seminar-20221215.pdf>

5 オンライン診療をへき地の公民館・コミュニティー施設などで実施可能でしょうか。

療養生活を送る場所ならば実施可能です。また巡回検診などをオンラインで行う場合も、可能な場合があります。個別には、厚生労働省にご確認をお願いします。

6 オンライン診療を実施する医師の研修について

厚生労働省「オンライン診療に関するホームページ」の「Ⅶ オンライン診療を行う医師向け

の研修・緊急避妊薬の処方に関する研修」の項をご覧ください。 e-learning 形式です。受講時間等も掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/rinsyo/index_00010.html

7 研修会は再度見ることはできるでしょうか。

後日のビデオ公開はありません。第3回以降の研修にご参加ください。